

伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第9号

伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条の2第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

(伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

伊勢崎市森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第10号

伊勢崎市森林環境譲与税基金条例

（設置）

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）
第34条第1項各号に掲げる施策の財源に充てるため、伊勢崎市森林環境譲
与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方
法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代える
ことができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、こ
の基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期
間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するこ
とができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の財源に充てる場合に限り、基金に属
する現金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 11 号

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例

伊勢崎市公民館条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「公民館」の次に「(分館を除く。)」を加える。

第 5 条第 1 項中「公民館」の次に「(分館を含む。以下同じ。)」を加える。

別表第 1 伊勢崎市赤堀公民館の項の次に次のように加える。

伊勢崎市赤堀公民館分館ホール	伊勢崎市西久保町二丁目 98 番地
----------------	-------------------

別表第 1 伊勢崎市境島村公民館の項の次に次のように加える。

伊勢崎市境島村公民館分館ホール	伊勢崎市境島村 1968 番地 40
-----------------	--------------------

別表第 2 境島村公民館の部第 2 和室の項の次に次のように加える。

分館ホール	940 円	940 円	1,460 円	3,350 円
-------	-------	-------	---------	---------

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 伊勢崎市赤堀公民館の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢崎市印鑑条例（平成17年伊勢崎市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

第11条第2号中「又は氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附則第4項中「引き換え」を「引換え」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第13条第1項及び」を「第14条第1項並びに」に、「から第11条まで」を「、第9条及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市保育所条例の一部を改正する条例

伊勢崎市保育所条例（平成17年伊勢崎市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第1条」を「第1条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 15 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「法」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」に改める。

第 3 条第 1 項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、「利用申込者の教育・保育」の次に「（法第 7 条第 10 項第 5 号に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）を加える。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第 20 条第 4 項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間及び」を「教育・保育給付認定の有効期間、」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「(法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設が受領すること。次条第2項において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する」を「掲げる」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」及び「及び次条第2項」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費

用については主食の提供に係る費用に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。」

を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。」に、「及び」を「、」に改め、「第19条」の次に「及び第36条第3項」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育費用基準額」を「費用の額」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を

「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に改め、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」との次に「、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とを加える。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「と」、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用については主食の提供に係る費用に限り、同項第3号」とあるのは「法第19条第1項第3号」とするを「と」、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」

とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあっては」に、「A型をいう」を「A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「B型をいう」を「B型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「にあっては、その利用定員の数を」を「にあっては」に、「第6項」を「第4項」に、「（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）にあっては、その利用定員の数を」を「にあっては」に改め、同条第2項中「（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）」を削る。

第38条第1項中「（居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、同条第2項に規定する居宅訪問型保育連携施設）」を削り、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に基づき」を「教育・保育給付認定に基づき」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「場合は、」の次に「速やかに、」を加え、「（居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、同条第2項に規定する居宅訪問型保育連携施設）」及び「速やかに」を削る。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「除く。」の次に「以下この項から第5項までにおいて同じ。」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「受けていた支給認定子ども」を「受けていた満3歳未満保育認定子ども」に、「利用する支給認定子ども」を「利用する満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、居宅訪問型保育連携施設。以下同じ。)」を削り、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「(第4項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)」を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条

第2項中「(法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領すること。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「法第28条第1項に規定する

特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」と読み替える」を「法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育

認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「保育所」の次に「（法附第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）」を加え、「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額と

する。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改め、「同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」と、」を削る。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「第2項」を「第6項」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第16号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年伊勢崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。） 0円
- (2) 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。） 別表第1に定める額

第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

第6条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第7条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第8条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1を削る。

別表第2を次のように改め、同表を別表第1とする。

別表第2（第3条関係）

階層区分		利用者負担の額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
A階	生活保護法（昭和25年	0円	0円

層	法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			
B 1 階層	A階層を除き、当該年度の	市町村民税非課税世帯	0円	0円
B 2 階層	4月分から8月分	市町村民税均等割のみ課税世帯	3,000円 (1,500円)	3,000円 (1,500円)
C 1 階層	までの利用者負担の額の算定にあつては前年度分の、	市町村民税所得割課税額 48,600円未滿	9,200円 (4,600円)	9,000円 (4,500円)
C 2 階層	当該年度の9月分から3月分までの	市町村民税所得割課税額 48,600円以上72,800円未滿	15,000円 (7,500円)	14,600円 (7,300円)
C 3 階層	算定にあつては当該年度分	市町村民税所得割課税額 72,800円	19,000円 (9,500円)	18,500円 (9,250円)

	の市町村 民税の額	以上 97,000 円未満		
C 4 階層	の区分が 右欄の区 分に該当 する世帯	市町村民税所得 割課税額 97,000円 以上133,000 円未満	25,000円 (12,500 円)	24,400円 (12,200 円)
C 5 階層		市町村民税所得 割課税額 133,000 円以上169, 000円未満	32,000円 (16,000 円)	31,300円 (15,650 円)
C 6 階層		市町村民税所得 割課税額 169,000 円以上301, 000円未満	38,000円 (19,000 円)	37,100円 (18,550 円)
C 7 階層		市町村民税所得 割課税額 301,000 円以上397, 000円未満	40,000円 (20,000 円)	39,100円 (19,550 円)
C 8 階層		市町村民税所得 割課税額 397,000 円以上	42,000円 (21,000 円)	41,100円 (20,550 円)

備考

- 1 この表における「保育標準時間」とは法第20条第3項に規定する保育必要量を1日11時間までと市長が認めたものをいい、「保育短時間」とは1日8時間までと認めたものをいう。
- 2 この表における「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、令第15条の3第2項第1号ロの規定により読み替えた場合に地方税法第295条第1項第2号の規定により所得割が課されないこととなる者であるとき、又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条の2第2項の規定により読み替えた場合に地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫に該当する所得割の納税義務者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税の額に基づいて階層区分を認定する。
- 4 B2階層又はC階層に属する世帯であって、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における満3歳未満保育認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。
 - (1) 令第13条に規定する負担額算定基準子どものうち最年長の満3歳未満保育認定子ども この表に定める額
 - (2) 令第13条第1項第1号に掲げる満3歳未満保育認定子ども この表の括弧内の額
 - (3) 令第13条第1項第2号に掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円
- 5 4の規定にかかわらず、B2階層又はC階層（所得割課税額が57,700円未満である世帯に限る。）に属する世帯であって、令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合における満3歳未満保育認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。
 - (1) 令第14条第1号に掲げる満3歳未満保育認定子ども この表の括

弧内の額

(2) 令第14条第2号に掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

6 4又は5の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯に令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する者がいる場合における満3歳未満保育認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。

(1) B2階層に属する世帯の満3歳未満保育認定子ども 0円

(2) C階層に属する世帯（所得割課税額が77,101円未満である世帯に限る。）の満3歳未満保育認定子どもであって、(3)以外のもの
1,500円

(3) C階層に属する世帯（所得割課税額が77,101円未満である世帯に限る。）の満3歳未満保育認定子どもであって、令第14条第2号に掲げるもの 0円

7 4から6までの規定に該当しない世帯であって、市長が別に定める要件を満たす場合における第3子以降の満3歳未満保育認定子どもの利用者負担の額は、0円とする。

8 この表の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている満3歳未満保育認定子どもにおける利用者負担の額は、0円とする。

別表第3中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月以後の利用者負担について適用し、同年9月以前の利用者負担については、なお従前の例による。

伊勢崎市文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 17 号

伊勢崎市文化会館条例の一部を改正する条例

伊勢崎市文化会館条例（平成 18 年伊勢崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項の表中「浴室」を「シャワー室」に、

「

小会議室	1, 420 円	2, 200 円	2, 860 円
------	----------	----------	----------

を

」

「

小会議室	1, 420 円	2, 200 円	2, 860 円
特別会議室	2, 090 円	3, 190 円	4, 180 円

に、

」

「

第 1 展示室（レセプションホール 1）	6, 040 円	9, 120 円	12, 100 円
市民展示に利用する場合	2, 390 円	3, 590 円	4, 780 円
第 2 展示室（レセプションホール 2）	2, 740 円	4, 180 円	5, 500 円
市民展示に利用する場合	1, 100 円	1, 640 円	2, 200 円

を

第3展示室（レセプションホール3）	2,740円	4,180円	5,500円
市民展示に利用する場合	830円	1,240円	1,650円

」

「

第1展示室（レセプションホール1）	6,040円	9,120円	12,100円
市民展示に利用する場合	830円	1,240円	1,650円
第2展示室（レセプションホール2）	2,740円	4,180円	5,500円
市民展示に利用する場合	830円	1,240円	1,650円
第3展示室（レセプションホール3）	2,740円	4,180円	5,500円
市民展示に利用する場合	830円	1,240円	1,650円
第4展示室	2,740円	4,180円	5,500円
市民展示に利用する場合	830円	1,240円	1,650円
第5展示室	2,740円	4,180円	5,500円
市民展示に利用する場合	830円	1,240円	1,650円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月17日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の伊勢崎市文化会館条例別表に規定するシャワー室、特別会議室及び展示室の利用に係る利用許可の申請その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

伊勢崎市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第18号

伊勢崎市下水道条例の一部を改正する条例

伊勢崎市下水道条例（平成17年伊勢崎市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第9条第1項第5号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市下水道事業の公営企業化及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 19 号

伊勢崎市下水道事業の公営企業化及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊勢崎市部設置条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市部設置条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 号中エを削り、オをエとし、カをオとする。

(伊勢崎市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号並びに第 16 条第 3 項及び第 4 項ただし書中「水道事業の管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「水道事業の管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(伊勢崎市職員定数条例の一部改正)

第 4 条 伊勢崎市職員定数条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第 2 条中「1,079 人」を「1,048 人」に、「水道局」を「上下水道局」に、「52 人」を「83 人」に改める。

(伊勢崎市都市環境整備基金条例の一部改正)

第5条 伊勢崎市都市環境整備基金条例(平成17年伊勢崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(伊勢崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第13条第2項、第14条、第15条、第16条第1項及び第3項並びに第18条から第23条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第24条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例の一部改正)

第7条 伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例(平成17年伊勢崎市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市長が」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が」に、「市長の」を「管理者の」に改める。

第5条第2項第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改め、同条第2号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第8条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(伊勢崎市公共下水道水洗便所改造資金融資促進条例の一部改正)

第8条 伊勢崎市公共下水道水洗便所改造資金融資条例(平成17年伊勢崎市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第2条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第3条第1項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以

下「管理者」という。)」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(伊勢崎市農業集落排水施設条例の一部改正)

第9条 伊勢崎市農業集落排水施設条例(平成17年伊勢崎市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業集落排水施設の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項及び第2項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「伊勢崎市下水道条例施行規則(平成17年伊勢崎市規則第165号)」を「企業管理規程」に、「伊勢崎市下水道条例」を「伊勢崎市公共下水道条例」に、「下水道条例」を「公共下水道条例」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「下水道条例」を「公共下水道条例」に改め、同条を第10条

とし、第12条を第11条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条中「下水道条例」を「公共下水道条例」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1号中「第6条」を「第5条」に改め、同条第2号中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3号中「第9条」を「第8条」に改め、同条第4号中「第14条」を「第13条」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別表を削る。

(伊勢崎市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第10条 伊勢崎市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年伊勢崎市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第5条及び第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(伊勢崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 伊勢崎市水道事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第191号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第7条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「毎事業年度」を「、毎事業年度」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「できるだけ」を「、できるだけ」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、本市の区域内（境島村及び境平塚の一部を除く。）並びに埼玉県本庄市上仁手、太田市新田上中町の一部及び太田市世良田町の一部とする。

(2) 給水人口は、22万人とする。

(3) 1日最大給水量は、10万6,000立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、本市の都市計画法（昭和43年法律100号）第5条に規定する都市計画区域とする。

(2) 排水人口は、19万9,350人とする。

(3) 1日最大排水量は、11万209立方メートルとする。

(4) 排除方法は、分流式とする。

4 農業集落排水事業の排水施設の名称、位置及び処理区域は、別表に掲げるとおりとする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

5 特定地域生活排水処理事業の処理区域は、本市の区域内のうち、告示で定める区域とする。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(法の全部適用)

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）

第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の全部を適用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

排水施設の名称	位置	処理区域
三郷地区農業集落排水処理施設	安堀町 1 7 5 5 番地 1	波志江町の一部、安堀町の一部
書上地区農業集落排水処理施設	三和町 3 1 1 5 番地	三和町の一部
赤堀曲沢地区農業集落排水処理施設	曲沢町 7 0 3 番地 1 4	西久保町二丁目の一部、曲沢町の一部、赤堀鹿島町、香林町二丁目の一部
赤堀間野谷地区農業集落排水処理施設	間野谷町 1 7 番地 2	間野谷町
赤堀香林地区農業集落排水処理施設	香林町一丁目 1 3 4 7 番地 1	香林町一丁目、香林町二丁目の一部、野町の一部
赤堀西野地区農業集落排水処理施設	西野町 4 8 5 番地 2	西野町の一部
あずま東部地区農業集落排水処理施設	平井町 1 5 8 0 番地	田部井町三丁目の一部、小泉町の一部、東小保方町の一部、平井町
あずま向原地区農業集落排水処理施設	田部井町三丁目 3 8 8 番地	国定町一丁目の一部、田部井町一丁目の一部、田部井町二丁目

		の一部、田部井町三丁目の一部
あずま国定地区農業 集落排水処理施設	田部井町三丁目 2670番地	国定町一丁目の一部、田部井町 一丁目の一部、田部井町三丁目 の一部、曲沢町の一部

(伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第192号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条中「伊勢崎市企業職員(以下「企業職員」という。)」を「水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業(以下「上下水道事業」という。)に勤務する企業職員(以下「上下水道事業職員」という。)」に改める。

第2条第1項中「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第22条中「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

(伊勢崎市給水条例の一部改正)

第13条 伊勢崎市給水条例(平成17年伊勢崎市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「伊勢崎市水道事業の設置等に関する条例」を「伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第2条第2項第1号」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第42条中「管理者が別に」を「企業管理規程で」に改める。

(伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第14条 伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第253号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア及び第4号中「水道事業の管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正)

第15条 伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例(平成22年伊勢崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

「

目次中 第1章 総則(第1条・第2条) を「第1章 総則(第
第2章 処理区域の告示(第3条)

」

1条・第2条)」に、「第3章」を「第2章」に、「第4条—第7条」を「第3条—第6条」に、「第4章」を「第3章」に、「第8条—第10条」を「第7条—第9条」に、「第5章」を「第4章」に、「第11条—第13条」を「第10条—第12条」に、「第6章」を「第5章」に、「第14条—第22条」を「第13条—第21条」に、「第7章」を「第6章」に、「第23条—第27条」を「第22条—第26条」に、「第8章」を「第7章」に、「第28条」を「第27条」に、「第9章」を「第8章」に、「第29条—第31条」を「第28条—第30条」に、「第10章」を「第9章」に、「第32条・第33条」を「第31条・第32条」に改める。

第2章を削る。

第4条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「市長」を「管理者」に改め、第3章中同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3章を第2章とする。

第8条中「市長」を「管理者」に改め、第4章中同条を第7条とする。

第9条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「市長」を「管理者」に、「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第4章を第3章とする。

第11条中「市長」を「管理者」に改め、第5章中同条を第10条とする。

第12条第2項中「伊勢崎市下水道条例」を「伊勢崎市公共下水道条例」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第14条を第13条とする。

第15条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条に、第17条を第16条とする。

第18条第1項中「第22条」を「第21条」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「第4条第2項から第4項まで」を「第3条第2項から第4項まで」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第21条ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条を第20条とする。

第22条第1項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項ただし書中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第21条とする。

第6章を第5章とする。

第23条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、第7章中同条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第25条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第24条とする。

第26条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第25条とする。

第27条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第26条とする。

第7章を第6章とする。

第28条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「第14条」を「第13条」に、「第30条、第32条第2号及び第3号並

びに第 3 3 条」を「第 2 9 条、第 3 1 条第 2 号及び第 3 号並びに第 3 2 条」に改め、第 8 章中同条を第 2 7 条とする。

第 8 章を第 7 章とする。

第 2 9 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、第 9 章中同条を第 2 8 条とする。

第 3 0 条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 2 9 条とする。

第 3 1 条中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第 3 0 条とする。

第 9 章を第 8 章とする。

第 3 2 条第 1 号中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 1 条第 2 項」に改め、同条第 2 号中「第 1 4 条」を「第 1 3 条」に改め、同条第 3 号中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に改め、第 1 0 章中同条を第 3 1 条とし、第 3 3 条を第 3 2 条とする。

第 1 0 章を第 9 章とする。

別表第 1 中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

別表第 2 中「第 2 4 条関係」を「第 2 3 条関係」に改める。

(伊勢崎市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第 1 6 条 伊勢崎市水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成 2 4 年伊勢崎市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

第 1 条中「伊勢崎市水道事業（以下「水道事業」という。）」を「水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業（以下「上下水道事業」という。）」に、「水道事業の」を「上下水道事業の」に改める。

第 2 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(伊勢崎市公共下水道事業区域外流入分担金に関する条例の一部改正)

第 1 7 条 伊勢崎市公共下水道事業区域外流入分担金に関する条例（平成 2 5 年伊勢崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条及び第6条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「伊勢崎市下水道条例」を「伊勢崎市公共下水道条例」に、「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(伊勢崎市債権管理条例の一部改正)

第18条 伊勢崎市債権管理条例(平成30年伊勢崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業」の次に「、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業」を加える。

(伊勢崎市公共下水道事業費特別会計条例等の廃止)

第19条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊勢崎市公共下水道事業費特別会計条例(平成17年伊勢崎市条例第55号)
- (2) 伊勢崎市農業集落排水事業費特別会計条例(平成17年伊勢崎市条例第56号)
- (3) 伊勢崎市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第183号)
- (4) 伊勢崎市特定地域生活排水処理事業費特別会計条例(平成22年伊勢崎市条例第10号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伊勢崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、第2条の規定による改正前の伊勢崎市情報公開条例の規定により市長若しくは水道事業の管理者がした処分、手続その他の行為又は市長若しくは水道事業の管理者に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後に新たに上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)がすることとなる事務に係るものは、同日以後においては、管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日の前日までに、第3条の規定による改正前の伊勢崎市個人情報保護条例の規定により市長若しくは水道事業の管理者がした処分、手続その他の行為又は市長若しくは水道事業の管理者に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後に新たに上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）がすることとなる事務に係るものは、同日以後においては、管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(伊勢崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日の前日までに、第6条の規定による改正前の伊勢崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた届出その他の行為は、同条の規定による改正後の伊勢崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定により管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日までに、第7条の規定による改正前の伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の伊勢崎市公共下水道水洗便所普及促進条例の規定により管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊勢崎市公共下水道水洗便所改造資金融資促進条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日の前日までに、第8条の規定による改正前の伊勢崎市公共下水道水洗便所改造資金融資促進条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の伊勢崎市公共下水道水洗便所改造資金融資促進条例の規定により管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊勢崎市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日の前日までに、第9条の規定による改正前の伊勢崎市農業集落排水施設条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の伊勢崎市農業集落排水施設条例の規定により管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

8 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(伊勢崎市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

9 施行日の前日までに、第10条の規定による改正前の伊勢崎市農業集落排水事業分担金徴収条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の伊勢崎市農業集落排水事業分担金徴収条例の規定により管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

(伊勢崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の伊勢崎市農業集落排水施設条例第1条の規定により設置されていた農業集落排水施設、第16条の規定による改正前の伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例(次項において「旧特定地域生活排水処理事業条例」という。)第1条の規定により設置されていた特定地域生活排水処理事業及び第20条の規定による廃止前の伊勢崎市公共下水道事業の設置に関する条例第1条の規定により設置されていた公共下水道事業は、第11条の規定による改正後の伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(次項及び附則第12項において「新水道事業等設置等条例」という。)第1条第2項の規定によりそれぞれ設置されたものとみなす。

11 施行日の前日までに、旧特定地域生活排水処理事業条例第3条の規定により市長が定めた処理区域及びその告示は、新水道事業等設置等条例第3条第5項の規定により定めた処理区域及びその告示とみなす。

12 下水道事業に係る令和元年10月1日から3月31日までの業務の状況については、新水道事業等設置等条例第8条の規定は、適用しない。

(伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改

正に伴う経過措置)

- 1 3 施行日の前日までに、第 1 4 条の規定による改正前の伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により市長若しくは水道事業の管理者がした処分、手続その他の行為又は市長若しくは水道事業の管理者に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後に新たに上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）がすることとなる事務に係るものは、同日以後においては、管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 4 施行日の前日までに、第 1 5 条の規定による改正前の伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の規定により管理者がした処分、手続その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 1 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（伊勢崎市公共下水道事業区域外流入分担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 6 施行日の前日までに、第 1 7 条の規定による改正前の伊勢崎市公共下水道事業区域外流入分担金に関する条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の伊勢崎市公共下水道事業区域外流入分担金に関する条例の規定により管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

（伊勢崎市公共下水道事業費特別会計条例、伊勢崎市農業集落排水事業費特別会計条例及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業費特別会計条例の廃止に伴う経過措置）

- 1 7 第 1 9 条の規定による廃止前の伊勢崎市公共下水道事業費特別会計条例、伊勢崎市農業集落排水事業費特別会計条例及び伊勢崎市特定地域生活排水処

理事業費特別会計条例の規定によりそれぞれ設置されていた公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の各特別会計に帰属していた資産、債権及び債務は、第 11 条の規定による改正後の伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 3 条の規定により設置される公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の各企業会計にそれぞれ帰属するものとする。

- 18 第 19 条の規定による廃止前の伊勢崎市公共下水道事業費特別会計条例、伊勢崎市農業集落排水事業費特別会計条例及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業費特別会計条例それぞれによる伊勢崎市公共下水道事業費特別会計、伊勢崎市農業集落排水事業費特別会計及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業費特別会計に係る令和元年度の歳入及び歳出並びに決算については、それぞれなお従前の例による。

伊勢崎市都市下水路条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 20 号

伊勢崎市都市下水路条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、市が設置する都市下水路の設置、維持その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水、汚水及び都市下水路 法第 2 条に規定する下水、汚水及び都市下水路をいう。

- (2) 管渠^{きよ} 排水管又は排水渠^{きよ}をいう。
- (3) 量水標等物件 水防法（昭和24年法律第193号）第2条第7項に規定する量水標等又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第17条の2第1号に規定する工作物をいう。
- (4) 電線等 電線又は令第17条の2第2号に規定する工作物をいう。
- (5) 熱交換器等 熱交換器又は令第17条の2第3号に規定する工作物をいう。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第3条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第4条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させる

ことができるものとする。

- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（適用除外）

第5条 前2条の規定は、次に掲げる都市下水路については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる都市下水路
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる都市下水路
（都市下水路の維持管理の技術上の基準）

第6条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

（行為の許可）

第7条 法第24条第1項の許可を受けようとするものは、申請書に次に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は、規則で定める。

（許可を要しない軽微な変更）

第8条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で前条の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって許可を受けた当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占用）

第9条 都市下水路の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占用物件」という。）を設け継続して都市下水路の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第7条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市は、前項の占用を受けた者から伊勢崎市公共物管理条例（平成17年伊勢崎市条例第168号）を準用して占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

- (1) 都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 国の行う事業に係る占用物件
- (3) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

（占用許可の基準）

第10条 市長は、都市下水路の排水施設の暗渠^{きよ}である構造の部分に量水標等物件、電線等及び熱交換器等の占用に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、量水標等物件、電線等及び熱交換器等が次項から第4項までに掲げる基準にそれぞれ適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。

2 量水標等物件の基準は、次のとおりとする。

- (1) 量水標等物件を設置する箇所が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所であること。
- (2) 量水標等物件を設置する管渠^{きよ}の断面積に占める当該量水標等物件の断面積の割合が下水の排除及び暗渠^{きよ}管理上支障のないものであること。
- (3) 量水標等物件の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、

耐食性及び耐水性のあるものであること。

(4) 量水標等物件の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠^{きよ}の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、都市下水道管理者の監理の下に行われること。

(5) 量水標等物件は、原則として電圧のかからないものであること。

(6) その他都市下水道の管理上支障とならないものであること。

3 電線等の基準は、次のとおりとする。

(1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上支障のない箇所であること。

(2) 電線等を設置する管渠^{きよ}の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上支障のないものであること。

(3) 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。

(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠^{きよ}の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、都市下水道管理者の監理の下に行われること。

(5) 電線等は、原則として電圧のかからないものであること。

(6) その他都市下水道の管理上支障とならないものであること。

4 熱交換器等の基準は、次のとおりとする。

(1) 熱交換器等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所であること。

(2) 熱交換器等を設置する管渠^{きよ}の断面積に占める当該熱交換器等の断面積の割合が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上著しい支障を及ぼさないものであること。

(3) 熱交換器等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。

(4) 地震によって都市下水道による下水の排除に支障が生じないように可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

(5) 熱交換器等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠^{きよ}の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、都市下水道管理者の監理の下に

行われること。

- (6) 熱交換器等は、原則として電圧のかからないものであること。
- (7) 熱交換器等の温度が過度に上昇又は低下をする場合は、耐熱材等を設けること。
- (8) 熱交換器等の内部を流れる熱源水は、都市下水路に当該熱源水が流入した場合であっても、都市下水路の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (9) その他都市下水路の管理上支障とならないものであること。

(原状回復)

第 1 1 条 前条第 1 項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第 1 項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(占用料の減免)

第 1 2 条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める占用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 1 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定による申請書又は書類で不実の記載のあるものを提出した申請者
- (2) 第 1 1 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

第 1 5 条 偽りその他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超

えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第5項の規定による改正前の伊勢崎市下水道条例(以下「旧条例」という。)第35条第1項の許可を受けている者は、第10条第1項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第10条第1項の許可を受けたものとみなされた者についての第9条第2項本文及び第11条第1項の規定の適用については、その者が旧条例第35条第1項の許可を受けた日を第10条第1項の許可を受けた日とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(都市下水路に係るものに限る。)は、この条例の相当規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊勢崎市下水道条例の一部改正)

5 伊勢崎市下水道条例(平成17年伊勢崎市条例第184号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市公共下水道条例

「
目次中 第3章 都市下水路(第41条・第42条)
第4章 罰則(第43条—第45条)
を 第3
」

章 罰則（第 4 1 条—第 4 3 条） に改める。

」

第 1 条中「及び都市下水道」を削り、「並びに公共下水道の使用」を「及び使用」に改める。

第 2 条第 1 号中「、都市下水道」を削り、同条第 9 号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第 3 条第 3 号中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第 4 号中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第 5 号中「市長」を「管理者」に改め、同条第 6 号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第 5 条第 1 項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第 7 条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 8 条第 2 項並びに第 9 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「市長」を「管理者」に改め、同項第 1 号中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 2 条並びに第 1 3 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第 2 項第 6 号及び第 8 号中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 8 条第 3 項中「規則」を「企業管理規程」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第20条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第21条第1項及び第2項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第22条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第24条第1項第1号ただし書、第2号及び第3号中「市長」を「管理者」に改め、同項第4号中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第25条中「市長」を「管理者」に改める。

第27条第3号及び第5号、第28条第1号、第29条第2号並びに第31条第6号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第32条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第34条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市は」を「管理者は」に改める。

第35条第1項及び第36条中「市長」を「管理者」に改める。

第37条第2項及び第3項第2号中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第38条第1項及び第39条中「市長」を「管理者」に改める。

第40条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第3章を削る。

第43条第7号及び第8号中「(第41条において準用する場合を含む。)」を削り、第4章中同条を第41条とし、第44条を第42条とし、第45条を第43条とする。

第4章を第3章とする。

(伊勢崎市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日までに、旧条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(都市下水路に係るものを除く。)は、それぞれ前項の規定による改正後の伊勢崎市公共下水道条例の

相当規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長がした処分、手続その他の行為又は上下水道事業の管理者の権限を行う市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

7 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢崎市水道料金審議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第21号

(伊勢崎市水道料金審議会条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市水道料金審議会条例(平成17年伊勢崎市条例第193号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市水道料金等審議会条例

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業をいう。)」を加え、「伊勢崎市水道料金審議会」を「伊勢崎市水道料金等審議会」に改める。

第2条中「水道料金」の次に「、公共下水道使用料その他市長が特に必要と認める事項」を加える。

第3条第2項第7号中「指定した団体を代表する」を「適当と認める」に改める。

第7条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(伊勢崎市公共下水道使用料等審議会条例の廃止)

第2条 伊勢崎市公共下水道使用料等審議会条例(平成18年伊勢崎市条例第

49号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伊勢崎市水道料金審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の伊勢崎市水道料金審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定により置かれた伊勢崎市水道料金審議会は、同条の規定による改正後の伊勢崎市水道料金等審議会条例(以下「新条例」という。)の規定により置く伊勢崎市水道料金等審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定により行った手続、調査審議その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(伊勢崎市公共下水道使用料等審議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日の前日までに、第2条の規定による廃止前の伊勢崎市公共下水道使用料等審議会条例の規定により行った手続、調査審議その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりなされたものとみなす。

(伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	公共下水道使用料等審議会会長	日額	10,300円	を
	同 委員	日額	9,100円	
	水道料金審議会会長	日額	10,300円	

」

「

水道料金等審議会会長	日額	10,300円	に改める。
------------	----	---------	-------

」

伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 22 号

伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例

伊勢崎市給水条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項第 2 号中

「

指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円
------------------	----------

を

」

「

指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新手数料	10,000 円

に

」

改める。

第 37 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

伊勢崎市病院事業の地方公営企業法全部適用及び病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 23 号

伊勢崎市病院事業の地方公営企業法全部適用及び病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊勢崎市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市情報公開条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「消防長」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市個人情報保護条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「消防長」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(伊勢崎市防災会議条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市防災会議条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「23 人」を「24 人」に改める。

(伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 市民病院名誉院長の項を削る。

(伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 5 条 伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 201 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「関し」を「関し、」に、「作成」を「市長に提出」に改め、同条第 2 項中「作成」を「提出」に改め、同項第

3号中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成」を「提出」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「基づき」を「より」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「病院」を「伊勢崎市民病院」に改め、同条に次の2項を加える。

2 介護老人保健施設ひまわりは、介護老人保健施設事業として入所及び通所サービスを提供し、その定員は、次のとおりとする。

(1) 入所者 50人

(2) 通所者 15人

3 訪問看護ステーションいせさきは、主治医の指示に基づき、訪問看護事業を提供する。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(組織)

第7条 法第14条の規定により、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、経営企画部を置く。

第3条中「伊勢崎市民病院（以下「病院」という。）」を「病院事業」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(附帯事業)

第3条 病院事業の附帯事業として次の各号に掲げる事業を行い、その名称は当該各号のとおりとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設事業（以下「介護老人保健施設事業」という。） 介護老人保健施設ひまわり

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び介護保険法に規定する訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という。） 訪問看護ステーションいせさき

(法の適用)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定により、病院事業（附帯事業を含む。以下同じ。）に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

（伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第6条 伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第202号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市病院事業の使用料等に関する条例

第1条中「伊勢崎市民病院の使用料及び手数料」を「病院事業（介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を含む。以下同じ。）の使用料、手数料及び利用料（以下「使用料等」という。）」に改める。

第2条第1項第2号中「に消費税相当額を加算した額」を削り、同項第3号中「5,500円（消費税相当額を含む。）」を「5,000円」に改め、同項第4号中「2,750円（消費税相当額を含む。）」を「2,500円」に改め、同項第5号中「5,500円（消費税相当額を含む。）」を「5,000円」に改め、同項第6号中「別表第1の2」を「別表第2」に改め、同条第2項中「にあつて」を「及び手数料の額」に、「市長が別に」を「企業管理規程で」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 利用料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額

(2) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した額

(3) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した額

4 前各項において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課されるものにあつては、算出された額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して徴収する。

第3条の見出し中「及び手数料の納入方法」を「等の納入」に改め、同条中「使用料及び手数料は、次に掲げるものを除き」を「使用料等は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、入院に係る本人負担分及び特別病室の使用料は病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日までとする。

第3条各号を削る。

第4条を次のように改める。

（使用料等の減免）

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、第2条の使用料等を減額し、又は免除することができる。

第5条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条の3中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条の2中「市長」を「管理者」に改め、同条を第5条とする。

別表第1中「13, 200円」を「12, 000円」に、「5, 500円」を「5, 000円」に、「2, 200円」を「2, 000円」に改め、同表新生児室の項を削り、同表備考を削る。

別表第2及び別表第3を削る。

別表第1の2中「13, 200円」を「12, 000円」に、「5, 500円」を「5, 000円」に、「4, 400円」を「4, 000円」に改め、同表備考を削り、同表を別表第2とする。

（伊勢崎市民病院駐車場条例の一部改正）

第7条 伊勢崎市民病院駐車場条例（平成17年伊勢崎市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 伊勢崎市民病院（介護老人保健施設ひまわり及び訪問看護ステーションいせさきを含む。）の利用者（以下「利用者」という。）のため伊勢崎市民病院駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

第5条を削る。

第4条ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第1号及び第2号中

「100円」の次に「(消費税相当額を含む。)」を加え、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条を第4条とする。

第2条を削り、第1条の次に次の2条を加える。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊勢崎市民病院第1駐車場	伊勢崎市連取本町3番地2
伊勢崎市民病院第2駐車場	伊勢崎市連取本町12番地1
伊勢崎市民病院第3駐車場	伊勢崎市連取本町13番地5
伊勢崎市民病院第4駐車場	伊勢崎市連取本町14番地7
伊勢崎市民病院第5駐車場	伊勢崎市連取本町4番地4

(駐車できる自動車)

第3条 駐車場に駐車できる自動車は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に掲げる自動車のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が必要であると認めるときは、これら以外の自動車を駐車させることができる。

第6条ただし書、第7条、第8条及び第9条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第8条 伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第253号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「若しくは消防長」を「、消防長若しくは病院事業管理者」に改め、同条第4号中「又は消防長」を「、消防長又は病院事業管理者」に改める。

(伊勢崎市国民保護協議会条例の一部改正)

第9条 伊勢崎市国民保護協議会条例(平成18年伊勢崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「52人」を「53人」に改める。

(伊勢崎市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢崎市病院事業の剰余金の処分等に関する条例(平成24年伊勢崎市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢崎市病院事業(以下「病院事業」という。)」を「病院事業(介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を含む。以下同じ。)」に改める。

第2条第1項中「市長」を「病院事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に改める。

(伊勢崎市債権管理条例の一部改正)

第11条 伊勢崎市債権管理条例(平成30年伊勢崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、病院事業、介護老人保健施設事業及び訪問看護事業」を「及び病院事業」に改める。

(伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等の廃止)

第12条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第204号)
- (2) 伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第205号)
- (3) 伊勢崎市介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例(平成24年伊勢崎市条例第23号)
- (4) 伊勢崎市訪問看護事業の剰余金の処分等に関する条例(平成24年伊勢崎市条例第25号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伊勢崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、第2条の

規定による改正前の伊勢崎市情報公開条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後に新たに病院事業管理者がすることとなる事務に係るものは、同日以後においては、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日の前日までに、第3条の規定による改正前の伊勢崎市個人情報保護条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後に新たに病院事業管理者がすることとなる事務に係るものは、同日以後においては、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第12条の規定による廃止前の伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第1条の規定により設置されていた介護老人保健施設事業及び伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例第1条の規定により設置されていた訪問看護事業は、第5条の規定による改正後の伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例第3条の規定により病院事業の附帯事業としてそれぞれ設置されたものとみなす。

- 5 施行日の前日までに、第5条の規定による改正前の伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例並びに第12条の規定による廃止前の伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例及び伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、それぞれ第5条の規定による改正後の伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の相当規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

(伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に第12条の規定による廃止前の伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例及び伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の規定により徴収すべき利用料は、それぞれ第6条の規定による改正後の伊勢崎市民病院使用料等に関する条例の相当規定により徴収すべき利

用料とみなす。

- 7 施行日の前日までに、第6条の規定による改正前の伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、施行日以後においては、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

(伊勢崎市民病院駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日の前日までに、第7条の規定による改正前の伊勢崎市民病院駐車場条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、施行日以後においては、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

(伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日の前日までに、第8条の規定による改正前の伊勢崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後に新たに病院事業管理者がすることとなる事務に係るものは、同日以後においては、病院事業管理者がした処分、手続その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊勢崎市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 施行日の前日までに、第10条の規定による改正前の伊勢崎市病院事業の剰余金の処分等に関する条例並びに第12条の規定による廃止前の伊勢崎市介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例及び伊勢崎市訪問看護事業の剰余金の処分等に関する条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、それぞれ第10条の規定による改正後の伊勢崎市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の相当規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

(伊勢崎市介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例及び伊勢崎市訪問看護事業の剰余金の処分等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 11 施行日の属する年度の前事業年度に生じた剰余金の施行日以後における処分等については、なお従前の例による。この場合において、第12条の規定による廃止前の伊勢崎市介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する

条例及び伊勢崎市訪問看護事業の剰余金の処分等に関する条例中「市長」とあるのは、「病院事業管理者」と読み替えるものとする。

伊勢崎市病院事業職員定数条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 24 号

伊勢崎市病院事業職員定数条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定に基づき、病院事業（介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を含む。）に常時勤務する企業職員（6 月以内の期間を定めて雇用される者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院事業の職員 776 人
- (2) 介護老人保健施設事業の職員 30 人
- (3) 訪問看護事業の職員 8 人

(定数外の職員)

第 3 条 次に掲げる職員については、前条に定める職員の定数外に置くことができる。

- (1) 休職中の職員
- (2) 結核性疾患等による長期の療養休暇中の職員
- (3) 他の地方公共団体に派遣を命ぜられた職員
- (4) 伊勢崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 17 年伊勢

崎市条例第35号) 第2条第1項の規定により派遣された職員

- (5) 育児休業の承認を受けている職員
 - (6) 自己啓発等休業の承認を受けている職員
 - (7) 配偶者同行休業の承認を受けている職員
- (職員の定数の配分)

第4条 第2条に掲げる職員の定数の配分は、病院事業管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伊勢崎市職員定数条例の一部改正)

2 伊勢崎市職員定数条例(平成17年伊勢崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、消防、病院等」を「及び消防」に改める。

「

消防職員 260人

病院事業の職員 776人

第2条中 介護老人保健施設事業の職員 30人

訪問看護事業の職員 8人

総計 2,578人

「

消防職員 2

総計 1,

」

60人

に改める。

764人

」

伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 前条の給与とは、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料額)

第3条 管理者の給料額は、月額81万円とする。

(通勤手当)

第4条 管理者の通勤手当の額は、伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

(期末手当)

第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する管理者に対してそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した管理者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した管理者にあつては、退職した日現在）において管理者が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の220を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における管理者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、管理者の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第6条 管理者の旅費の種類及び額は、別表のとおりとする。

(給与及び旅費の支給方法)

第7条 管理者の給与及び旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する給与及び旅費の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第26号

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院事業（介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を含む。）の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「病院事業技能労務職員」という。）を除く。以下「病院事業職員」という。）及び病院事業技能労務職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき病院事業管理者(以下「管理者」という。)が指定するもの(以下「管理職員」という。)について支給する。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、医師の職にある職員で管理者が定めるものに対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。

以下同じ。)

- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 重度の心身障害者

(地域手当)

第 7 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の20を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第 8 条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額以上の家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者が定める職員は除く。）に対して支給する。

(通勤手当)

第 9 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他の用具を使用することを常例とする職員

(単身赴任手当)

第 10 条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円（管理者が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が管理者が定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて管理者が定める額を加算した額）とする。
- 3 職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（特殊勤務手当）

第11条 特殊勤務手当は、職務の特殊性により給与上特別の考慮を必要とする職員及び勤務能率の向上を図るため勤務に対する特別の考慮を必要とし、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられる職員に対して支給する。

（時間外勤務手当）

第12条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

（休日勤務手当）

第13条 職員には、正規の勤務日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日という。以下同じ。）に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第14条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第15条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第12条、第13条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第16条 第12条、第13条第2項及び第14条の規定については、管理職員には適用しない。

2 管理職員特別勤務手当は、管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務する場合に支給する。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(退職手当)

第19条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退

職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
- (2) 傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合
- (3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合
- (4) 在職中に死亡した場合

2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者
- (2) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当し退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。

4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

5 勤続期間12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6月以上）で退職した職員が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（時間外勤務手当の

一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。)又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部（1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が規定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

- 第21条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

（専従休職者の給与）

- 第22条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

- 第23条 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、

期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第24条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(非常勤職員の給与)

第26条 病院事業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(病院事業技能労務職員の給与の種類及び基準)

第27条 病院事業技能労務職員の給与の種類は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

2 前項の給与のうち退職手当の基準は伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の規定により、その他の給与の基準は職員の給与との権衡を考慮し、企業管理規程で定める。

(再任用職員についての適用除外)

第28条 第6条、第8条及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号までを削る。

第 3 条の 2 第 1 号中「別表第 6」を「別表第 3」に改め、同条第 2 号中「別表第 7」を「別表第 4」に改め、同条第 3 号から第 5 号までを削る。

第 5 条第 5 項中「(規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの)」を削る。

第 19 条第 1 項ただし書を削る。

第 23 条の 2 第 2 項中「別表第 11」を「別表第 5」に改める。

別表第 3 から別表第 5 までを削る。

別表第 6 を別表第 3 とし、別表第 7 を別表第 4 とする。

別表第 8 から別表第 10 までを削る。

別表第 11 を別表第 5 とする。

(伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 6」を「別表第 3」に改める。

第 3 条第 2 項ただし書及び第 3 項を削る。

第 4 条第 3 項及び第 4 項を削る。

別表第 4 から別表第 6 までを削る。

伊勢崎市病院事業管理者の退職手当に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 27 号

伊勢崎市病院事業管理者の退職手当に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)の退職手当

に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、管理者が退職した場合に、管理者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。

2 前項の退職手当は、管理者が任期満了の日の翌日引き続き管理者となり在職する場合は、任期ごとに支給する。

(退職手当の額)

第3条 管理者に対する退職手当の額は、退職又は死亡した日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、100分の30を乗じて得た額とする。

2 前項の勤続月数の計算は、管理者となった日から起算してこれに相当する日の前日までを1月として計算する。この場合において、1月に満たない日数は、1月とする。

3 管理者が、公務により死亡退職した場合の退職手当の額は、前2項の規定によって計算して得た額に、100分の50を乗じて得た額を加算して支給する。

4 管理者が公務による傷病のため退職した場合は、第1項及び第2項の規定によって計算して得た額にその都度議会の議決を経て定める額を加算して支給することができる。

(運用に関する規定)

第4条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、伊勢崎市職員退職手当支給条例(平成17年伊勢崎市条例第49号)の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

伊勢崎市条例第28号

伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市
条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 380円」を「1, 392円」に、「460円」を「464円」
に、「1, 640円」を「1, 668円」に、「370円」を「377円」に改
める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料について適用し、施行日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。